

静岡県立大学短期大学部附属図書館規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 3 条に規定する附属図書館（以下「図書館」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等の業務を行い、教職員、学生等の調査研究及び教育に資することを目的とする。

2 図書館資料（第 7 条及び第 8 条において「資料」という。）とは、図書、記録、視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

(図書館の職制)

第 3 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置き、教授をもってこれに充てる。

2 前項のほか事務長、事務長補佐及び主査を置く。

3 理事長は、前 2 項のほか必要な職を置くことができる。

(職務)

第 4 条 館長は、図書館に関することを統括する。

2 事務長は、上司の命を受けて図書館の所掌事務（第 2 条に規定する業務をいう。）を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務長補佐は、所掌事務を整理し、事務長を補佐する。

4 所属職員は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(分担事務)

第 5 条 職員の分担事務は、館長が定める。

(図書館委員会)

第 6 条 図書館に関する重要事項を審議するため、静岡県立大学短期大学部図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(資料の寄贈、寄託)

第 7 条 図書館は、資料の寄贈、寄託を受けることができる。

(資料の閲覧、貸出)

第 8 条 資料の利用に関する規程は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。